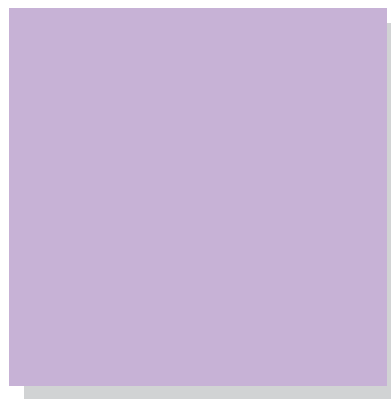
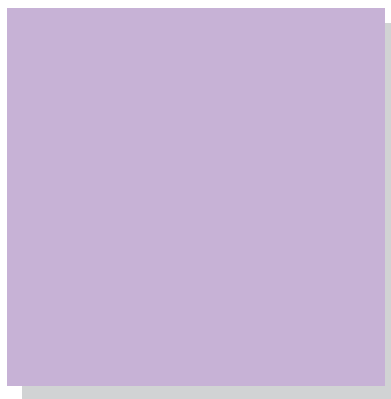
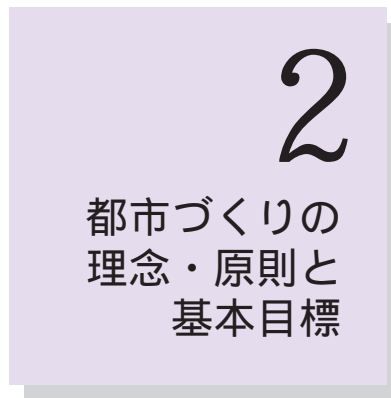
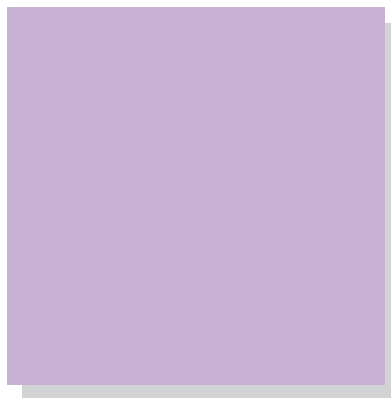




# 2

都市づくりの  
理念・原則と  
基本目標





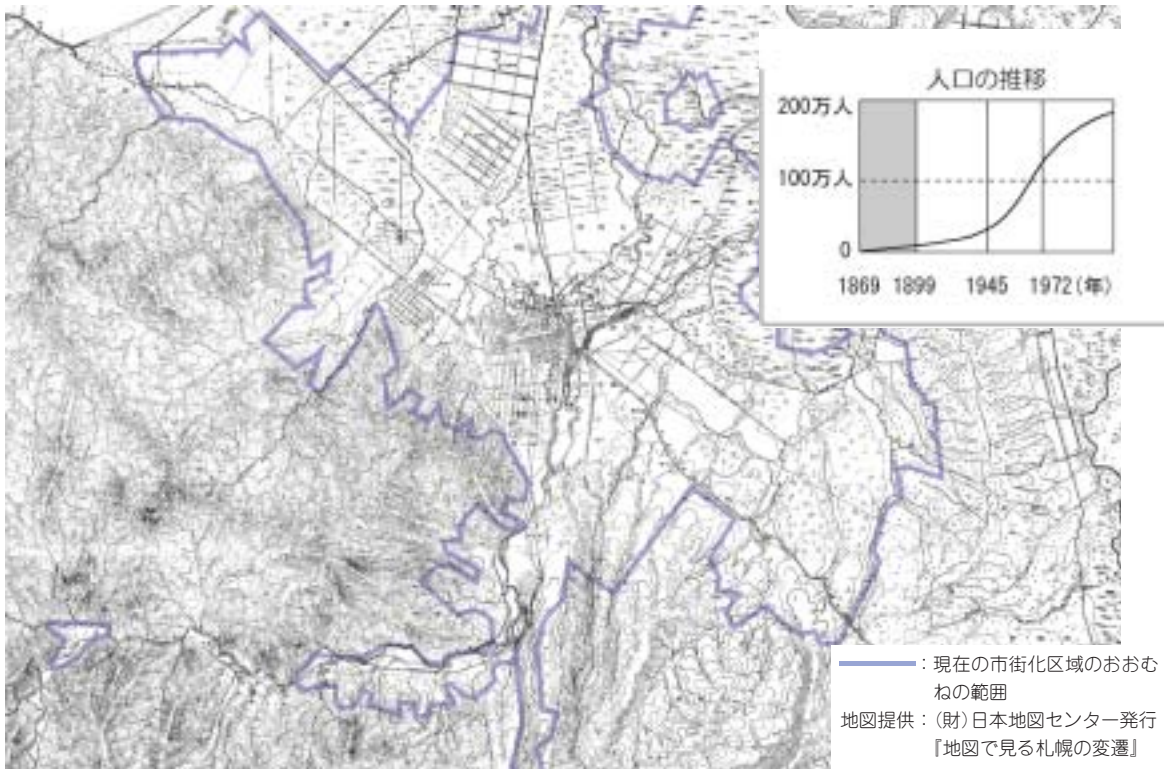
## 2-1 これまでの都市づくり

これからの都市づくりの基本方向を定めるに当たって、まず、これまでの札幌の都市づくりをふりかえます。

ここでは、開拓期、戦前、戦後、政令指定都市移行後の4つの時代区分で整理しました。

## (1) 開拓期の都市づくり 1869 (明治2) ~ 1899 (明治32)

北海道開拓の拠点都市として、国による新たな都市づくりがはじまりました。



1896 (明治29) 年の札幌の市街地

## 時代背景

- ・ 開拓使の設置: 1869 (明治2) 年
- ・ 道外からの移住

## 都市づくりの主要課題

国による北海道開拓の拠点としての骨格づくり

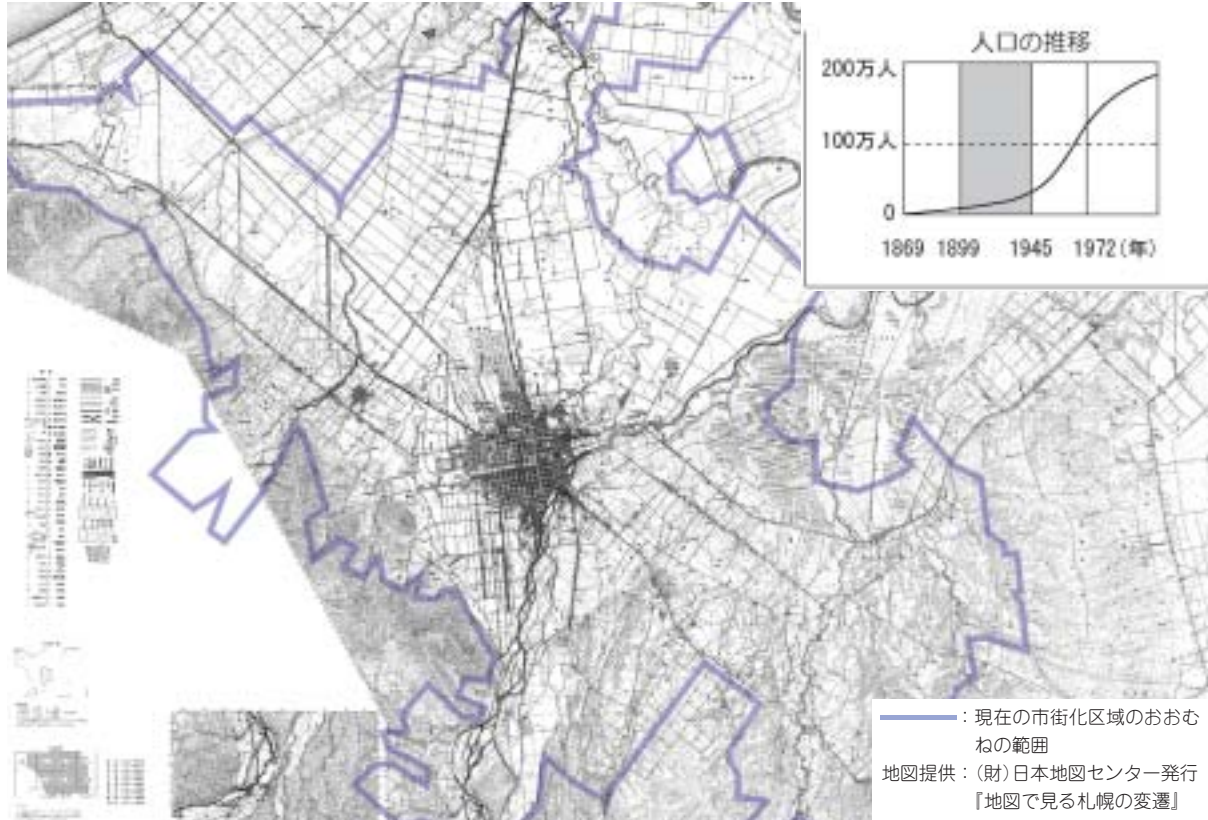
## 主な取り組み

- ・ 都心部の原型の形成  
→ 60間四方の格子状街区
- ・ 衛星村落の形成  
→ 屯田兵村, 山鼻村, 月寒村など
- ・ 周辺都市間, 村落間を結ぶ道路の形成  
→ 現在の国道5号, 12号, 36号など

## (2) 戦前の都市づくり 1899 (明治32) ~1945 (昭和20)

自治の時代に入り、北海道の中心都市へと成長していく中で、この成長を支える公共交通機関などの整備が進みました。

とくに旧都市計画法の適用を受けて以降は、さまざまな事業が本格的に実施されてきました。



1916 (大正5) 年の札幌の市街地

### 時代背景

- ・ 北海道区政施行: 1899 (明治32) 年
- ・ 軍需による工・鉱業発展  
: 1915 (大正4) 年頃~
- ・ 北海道博覧会による好況  
: 1918 (大正7) 年
- ・ 市制施行: 1922 (大正11) 年
- ・ 人口全道一: 1940 (昭和15) 年

### 都市づくりの主要課題

自治の萌芽と北海道の中心都市への成長を支える基盤づくり

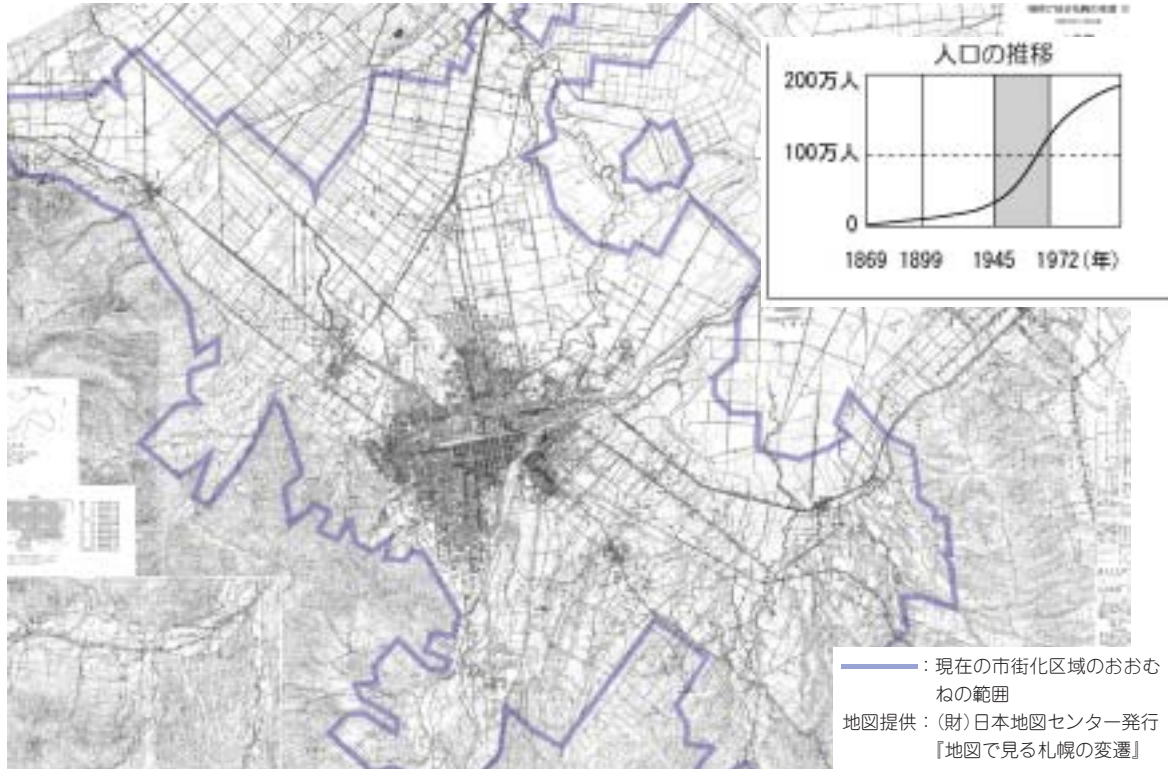
### 主な取り組み

- 公共交通のはじまり  
→ 馬鉄, 定山溪鉄道など
- 旧都市計画法の適用とさまざまな都市基盤の整備  
→ 旧都市計画法の施行: 1919 (大正8) 年  
→ 〳の適用: 1923 (大正12) 年  
→ 下水道計画着手: 1926 (大正15) 年  
→ 都市計画区域の決定: 1927 (昭和2) 年  
→ 市電運行: 1927 (昭和2) 年  
→ 上水道営業開始: 1937 (昭和12) 年

### (3) 戦後の都市づくり 1945 (昭和20) ~1972 (昭和47)

人口や産業の集中が急速に進んだこの時代には、これに対応した土地区画整理事業\*6などが積極的に実施されました。

中でもオリンピックの招致が決定したことは、地下鉄南北線の開通をはじめ、都市基盤の整備に一層の拍車をかけました。



1950 (昭和25) 年の札幌の市街地

#### 時代背景

- ・ 本州大企業を中心市街地への進出  
: 1950 (昭和25) 年頃~
- ・ 急激な人口増加
- ・ 周辺市町村との合併による市域の拡大  
→ 札幌村, 篠路村など
- ・ オリンピック招致決定  
: 1966 (昭和41) 年

#### 都市づくりの主要課題

急激な拡大に対応した各種の基盤整備

#### 主な取り組み

都心周辺での土地区画整理事業の積極的な実施

→ 東札幌, 伏見など

オリンピックを前にした骨格基盤整備

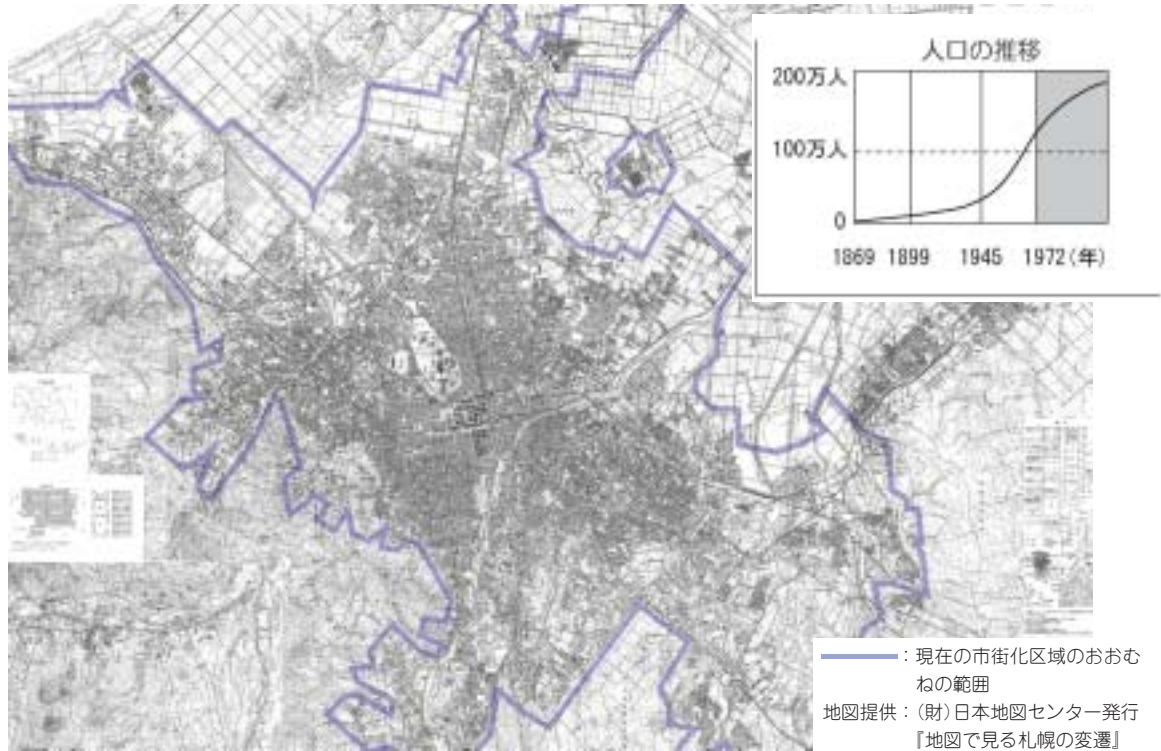
→ 地下鉄南北線開通: 1971 (昭和46) 年

\* 6 土地区画整理事業 道路や公園などの公共施設の整備水準が低く、宅地が不整形で利用効率が低い市街地を面的に整備し、安全で快適な市街地を形成するため、個々の宅地を入れ換え、新しく必要になる道路や公園などを造る事業。

## (4) 政令指定都市移行後の都市づくり 1972 (昭和47) ~

人口や産業が集中する都市化の進展が続く中、新たな都市計画制度を運用し、計画的な市街地の整備・拡大を進めました。

とくに市街地の郊外部には、この時代に入って計画的に整備された戸建住宅主体の街並みが広がっています。



1975 (昭和50) 年の札幌の市街地

### 時代背景

- ・ オリンピック開催  
: 1972 (昭和47) 年
- ・ 政令指定都市への移行  
: 1972 (昭和47) 年
- ・ 人口増加の持続

### 都市づくりの主要課題

市街地拡大の計画的コントロール

### 主な取り組み

無秩序な市街地拡大の抑制

→ 区域区分 (線引き) \*7 の実施: 1970 (昭和45) 年~

良好な民間開発の誘導

→ 札幌市宅地開発要綱\*8: 1973 (昭和48) 年~

→ 札幌市住区整備基本計画\*9: 1973 (昭和48) 年~

→ 札幌市東部地域開発基本計画\*10: 1974 (昭和49) 年~

\*7 **区域区分 (線引き)** 無秩序な市街化を防止し、効率的な公共投資と計画的な市街地の形成を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度。市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。市街化調整区域は、市街化を抑制する区域。

\*8 **札幌市宅地開発要綱** 札幌の特質を生かした良好な開発事業を推進し、もって計画的な都市づくりを進めるため、都市計画法その他関係法令の基準を補完するものとして、開発事業の施行者が遵守または尊重すべき基準などを定めた宅地開発の総合的な指針。

\*9 **札幌市住区整備基本計画** より快適で安全な生活圏の形成と秩序ある開発誘導を図るため、札幌市が1973 (昭和48) 年に策定した計画。住んでいる人が徒歩で行動できる範囲を一つの「住区」としてとらえ、各住区内に基幹施設として学校、公園、道路を適正に配置することを目指している。1住区は、鉄道や幹線道路などによって形成される面積約100ha、人口約1万人を標準としており、計画策定区域は市街化区域のうち人口集中地区 (1970 (昭和45) 年) を除いた約15,000ha (131住区) を対象としている。

\*10 **札幌市東部地域開発基本計画** 厚別副都心の後背地において、大規模な住宅地開発を一体的かつ計画的に推進するために定めた計画。対象区域は約1,265ha。東部地域では、この計画に基づいて民間宅地開発の指導、調整を進めてきた。